

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会会議規則（昭和 50 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和 4 年 2 月 10 日提出

議会運営委員会
委員長 金崎 ひさ

提案理由

議場に入る者の携帯品の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

葉山町議会規則第 号

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

葉山町議会会議規則（昭和 50 年葉山町議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 102 条を次のように改める。

（服装及び携帯品）

第 102 条 議場に入る者は、見苦しくない服装をしなければならない。

2 議長は、必要があると認めるときは、携帯品の所持の制限をすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 の 概 要

題 名

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則

1 趣旨

議場に入る者の服装及び携帯品に関して所要の改正を行うこととした。

2 内容

- (1) 議場に入る者の服装に関しては、見苦しくない服装をしなければならないと定めることとした。
- (2) 議場に入る者の携帯品に関しては、議長が携帯品の所持の制限をすることができるよう改めることとした。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行することとした。

葉山町議会会議規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町議会会議規則 昭和 50 年 11 月 1 日議会規則第 1 号</p> <p><u>(服装及び携帯品)</u> 第 102 条 議場に入る者は、見苦しくない服装をしなければならない。</p> <p><u>2 議長は、必要があると認めるときは、携帯品の所持の制限をすることができる。</u></p>	<p>○葉山町議会会議規則 昭和 50 年 11 月 1 日議会規則第 1 号</p> <p><u>(携帯品)</u> 第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p>